福島社発第　　６６　号
平成２５年　６月１３日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　金　子　昌　明
（公印省略）

年金・労働総合相談所における相談員の募集について

謹啓　新緑の候ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

「年金・労働総合相談所」における相談員の任期について、本年 6 月の総会をもって任期満了となりましたので、あらためて相談員を募集いたします。

年金・労働総合相談所における最近の相談内容は、複雑多岐にわたる内容となっており深い知識と経験を求められます。また、相談だけに止まることなく、ADR 法に基づくあっせんの手続きや年金の裁定請求書等の受付などへ繋げられるよう積極的に事案の解決等を図るうえから、福島県会が運営する「社労士会労働紛争解決センター福島」や「街角の年金相談センター福島」と連携を図っていくことが必要です。

年金･労働総合相談所での相談は、相談者が気軽に安心して相談できる体制を整えるため、相談員 2 名で対応することにしております。

つきましては、相談員として希望の際は、別紙によりお申し込みくださいますようご案内いたします。

なお、選考する場合もありますのでご承知ください。

記

１．年金・労働総合相談所の業務及び相談所所在地

労働相談　（１）労働者及び事業主等からの個別労働紛争等に関する相談に対して、適切な指導・助言を行うこと。

（２）関係行政機関、関係団体、「社労士労働紛争解決センター福島」等と連携をとり、相談事案の解決のため必要な協力体制を構築すること。

年金相談　（１）相談者からの年金、労働・社会保険諸法令等に関する相談に応じること。

相談所の所在　　県会事務局内（福島市御山字三本松 19-3）

２．相談日、時間、相談件数

（１）相 談 日　　毎月第４水曜日

（２）相談時間　　午後１時～午後５時

（３）相談件数　　毎相談日　原則として３～４件以内

※労働相談は１件１時間半以内、年金相談は１件１時間以内とする。

３．相談員及び相談月の割振り

毎相談日　　相談員２名（年金相談、労働相談、どちらも受けることになります。）ローテーションとする。

４．報　　酬

日　　当　　５，０００円（別途、旅費支給）

５．相談員の目安人員及び任期

（１）人　　員　　１２名～２４名

（２）任　　期　　会則第１８条規定準用により２年（平成 27 年度定時総会まで）

６．相談員の要件

・ 年金及び労働問題に精通し、研修を受けていること

・ 社会保険労務士賠償責任保険に加入していること

・ 年１回以上相談に従事できること

・ 相談所担当者会議及び研修会に出席できること

７．相談員の選任・委嘱

年金・労働総合相談所設置規程第４条により選任し、会長が任命する。

９．申込締切日　　<u>６月２５日（火）必着</u>

なお、別紙申込書には必ず経歴をご記入のうえ郵送またはＦＡＸしてください。

〒960－8252　福島市御山字三本松 19－3　　FAX　024－534－5432

６月２５日（火）締切

平成２５年　　月　　日

福島県社会保険労務士会会長　様

申　込　書

平成25年6月13日付け福島社発第66号による年金･労働総合相談所の相談員に希望します。
経歴書は以下のとおりです。

会員氏名			
会員番号		開業年月日	
事務所所在地 電話番号 ＦＡＸ番号	〒 TEL　　（　　）　　FAX　　（　　）		
特別研修の受講状況	□　受講（第　　回）		
経　　歴	～ ～ ～		
公　職　歴	～		

※　労働に関して、労働組合役員の経歴、労務関係業務への従事（役員・担当部課長等）の経歴、地方労働委員等の公職があるときは忘れずに記入
※　年金に関して、街角の年金相談センター福島、年金事務所、福島県高齢者総合相談センター、銀行、その他の経歴も記入
※　書ききれない時は別葉とする。

あわせて平成25年6月～平成26年5月の相談担当の可否についてご連絡ください。

開催日	担当の可否	開催日	担当の可否
6月26日　（水）		12月25日　（水）	
7月24日　（水）		1月22日　（水）	
8月28日　（水）		2月26日　（水）	
9月25日　（水）		3月26日　（水）	
10月23日　（水）		4月23日　（水）	
11月27日　（水）		5月28日　（水）	

※　担当できる日程に〇をつけて下さい。